
平成25年 第2回定例会

代表質問 松本洋之議員

平成25年 6月12日

▶質問

大田区議会公明党を代表して、質問通告に従い、順次質問をさせていただきます。1年ぶりの質問でございますので、いささか緊張をしておりますけれども、松原区長をはじめ理事者の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。本年もあっという間に年半ばとなりました。今年は例年より10日ほど早く梅雨入りをいたしました。なかなか雨が降らない日が続きましたが、きのう、きょうと、ようやく梅雨らしい日となりました。この季節、鎌倉のアジサイは、さぞきれいに咲き誇っていることでしょう。のんびりと鎌倉にでも行ってみたいなと思いつつも、あさってからには都議会議員選挙の火ぶたが切って落とされるわけでございます、なかなかその思いに任せられないのが現実であります。有権者の皆様におかれましては、まずは投票に行ってくださいまして、よりよい都政、また活力ある大田の構築のために十分に判断していただければと考えるところでございます。

前回の都議選では、新銀行東京の問題、また築地移転の問題、こういった争点らしきものがございました。しかしながら、今回の都議選における争点というものが私自身なかなか見出せずしております。強いて挙げれば、安定した体制で決められる政治を望むのか、そうでないかと考えるのですが、松原区長はどのようにお考えなのか、お知らせください。

さて、政府が進めてきております日本経済再生に向けた財政出動と金融緩和の取り組みによりまして、内需、外需をそろって押し上げることとなりました。また、乱高下はあるものの、株高の影響もあって消費者心理が改善し、個人消費が内需を牽引し、引き続き個人消費は底がたさを維持するだろうとの見方がある一方で、依然として区内経済の状況はまだまだ厳しいものがあると考えます。まさにこれからのもう1本の矢である成長戦略を具体化して、民間の投資や消費を促し、実体経済の回復を図っていくことが重要と考えます。大事なことは、経済成長が生活者の具体的な生活につながり、実

感として景気回復を感じていただくこと、経済成長をより一層推し進め、その果実をそれぞれの地方経済や中小企業、ひいては区民一人ひとりの所得向上につなげられるように、ぜひとも期待をするところであります。

そういった視点を我が大田区からということで、大田区と川崎市が産業に関する各分野において、それぞれの特性を生かし連携・協力し、相乗効果を高めることで我が国の経済成長を牽引し、地域経済の活性化と国際的な課題解決に貢献することを目的として、4月24日、協定書の締結式が執り行われました。自治体間で特区を含めた基本協定を結ぶのは国内で初めてのこととのこととあります。

私のほうからも、昨年第1回定例会代表質問におきまして、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について、みすみす大田区も対岸のことと見過ごす手はない、こういった主張もさせていただきましたが、大変に高く評価をしております。川崎市と大田区とは、これまでも商談会や展示会等を通じたビジネスマッチング、産学連携などに取り組んできておりますが、医工連携の分野でも大きな効果が期待されるほか、国内医療のイノベーションにも大きく貢献するものと考えられます。

大田区産業と川崎市産業の特性を踏まえ、この産業連携によってお互いが享受するメリット、また効果はどのようなものが考えられるか、ライフイノベーション特区とのかかわりを含め、お知らせください。

具体的な連携内容について連絡会で詰めていくとお聞きしております。既に担当者レベルでの連絡会が開催され、今後とも定期的に連絡会が開催されることと思っておりますが、協定内容にある項目について、広域的な受発注の相談会など、今後の具体的な取り組みやイベントなど考えておられるようなことがありましたらお知らせをいただければと思います。

さて、一方で、今回の川崎市との産業連携協定については、過去の経緯からすると考えがたいことであったとの見方がありました。それは、空港跡地と川崎市側の殿町地区を結ぶ、いわゆる多摩川連絡道路についてであります。川崎市は、殿町地区と空港とを直接結ぶ構想を対外的に発信することで地区のポテンシャルを高め、企業誘致してきた経緯があります。本区においては、この空港跡地は米軍による48時間以内の強制退去を命じられた過去を持つ特別の思いのある場所であり、この場所に主要の幹線道路ができる前に連絡道路が整備されることによって、流入する通過交通の影響が懸念されることや、跡地のまちづくりにも影響を及ぼすような、こういった懸念を払拭させて、産業連携におい

て協力関係を強化していくことは、まさにウィンウィンの関係が構築され、まさに大局観に立った対応として高く評価すべきものと考えます。

その上で申し上げたいことは、我が国の国際競争力を維持・確保していくため、羽田空港と東京港、川崎港、横浜港の京浜3港との連携を強化し、京浜臨海部の持つものづくり産業の連携や物流機能の向上を図ることや、成田空港との緊密な連結性を確保することは喫緊の課題となっております。この課題解決に向け、広域的な視点からボトルネックを整備することが重要であります。

本区としては、この国道357号線の川崎方面への延伸問題を改めて、より一層に国や東京都に整備促進に向け働きかけることが重要と考えますが、所見を伺います。

産業連携協定に関連いたしまして、5月13日、当日、私は昼食を2階の食堂でとっておりました。何気に外を見ましたら、庁舎玄関にスイス国旗が掲揚されているのに気づきました。きっと何かあるんだらうな、後で総務に聞いておこうくらいに思っておりました。結局、忘れちゃったんですけれども、その日はスイスのローザンヌを擁するヴォー州の経済産業局海外直接投資部長が来日され、大田区産業振興協会と産業連携を推進する内容とした覚書を交わされたと後日知りました。ヴォー州の中小企業や日欧産業協力センターなどの支援機関と連携して、ドイツのデュッセルドルフで行われる秋の国際展示場会へ出展を計画されているそうであります。産業振興協会で行っていること全てをということではありませんが、国際的な展開など、こうしたすばらしい取り組みについては、議会にも当然事前に情報提供していくべきことと思います。

スイスのヴォー州と大田区産業振興協会と産業連携を推進する内容とした覚書の内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

大田区企業の高い技術力をアピールしていくことには私たちも全面的に応援したいと考えております。国際展示会への出展については、現在どういった業種の企業で、何社くらい参加の予定なのであるでしょうか。

ヴォー州には世界的な大手メーカーの研究開発機関が集積しており、同時に、ものづくりに関する技術的課題も山積しているとのことでありまして、この産業連携は、さらなる技術革新を進めることができる大きなビジネスチャンスが期待できるということでもありますので、またこのことを足がかりに、どんどんと欧州市場の開拓を進めていってほしいと考えます。先ほども区長挨拶の中でも触れておられましたけれども、今後の海外への産業展開について、松原区長のご決意のほどをお聞かせください。

次に、職員の人材育成と人事評価について質問をいたします。

一般的によく言われているように、行政のやり方には前例踏襲型、予算消化型という特徴があります。予算をとって後は振り返らない、予算を獲得して執行することが全てであると一般的によく言われているわけでありませう。これからの時代は自立した地方自治体を確立していかなければならないし、経営的視点での行政活動を推進していくことが重要と考えます。無論、本区としても行政運営体から行政経営体への変革を目指し進んでいるものと考えますが、所見を伺います。

まずは行政運営体から行政経営体へという意識を職員みずから持っていただくことが重要と考えます。私も平成18年第2回定例会においてアントレプレナーシップ事業制度を通して質問した際、みずから考え、創造することができる人材、時代の求める自治体職員としての資質を備え、組織や区民ニーズに的確に対応し、積極的に成果を上げることのできる人材、そういった視点で人材育成していくことが大事だと主張させていただき、職員の提案制度を提案させていただきました。

本区におきましては、平成20年より職員提案制度の普及推進を行ってこられたところではありますが、その取り組みの現状と成果をお聞かせください。と同時に、職員の提案が採用された場合のその職員の待遇がどう処遇されたのか、お聞かせください。

公務は競争や評価になじまない、結果平等主義と言われることがありますが、本当に区民はそう思っているのでしょうか。頑張った者が報われるというフレーズは、民間企業だろうと公務員だろうと同じではないかと思えます。ただ、その中で、多くの自治体では3年から4年ごとに人事異動がなされ、部門の範囲を超えた大幅な異動がなされております。本区でも例外ではありませんが、3年から4年程度の短期間で人事異動が行われること、人事異動の範囲が関連分野ではなく、行政の担当するあらゆる領域となること、その結果、ほとんどの部署で少なくとも異動直後にはその分野では素人同然の職員が業務を遂行していることなど、そういったことも現実にあるわけでありませう。頻繁かつ広範囲な人事異動により職員の専門性が欠如し、さらに業務遂行に必要なモチベーションを失い、その結果、組織としての業務遂行能力が低下している場合があるのではないかと、こう思うのでありませう。

以上のような伝統的な職員のキャリア形成から発生する問題解決として、職員の専門職化と、それを達成する人事制度について考えるすべはないものかと考えますが、いかがでしょうか、所見を伺います。

基本的には、まず職員に対して、できる限りどのような仕事においてでもやりがいのある仕事として捉えられるように従事させるということ、それから職員が行った仕事の成果についてきちんと評価をし、その結果を職員に報いていくことが大切ではないかと思えます。まず、人事配置の面におきましては、自己申告の制度などを活用し、人事異動の際には本人の意向を十分確認し、適材適所の配置を推進することが重要と考えます。

また、包括的な勤務評定の制度を整備し、職員が行った仕事の成果を適正に評価し、これを任用や給与面に反映させていく、能力、業績をはかる仕組みに取り組んでいくことが職員のモチベーションを高める方策だと考えますが、所見をお伺いいたします。とともに、本区では現状どのような取り組みがなされているのか、お知らせください。

自治体職場においても、精神疾患に悩まされる職員が増え続けています。本区においても例外ではないと思いますが、現状をお知らせください。また、長期にわたって職務の遂行に支障がある場合、人事としてどのように手を打たれているのか、指針をお示しください。

いずれにいたしましても、人事評価を適切に運用し最大限の結果を生み出すことが、ひいては区民の本区に対する満足度につながっていくと考えますので、よろしく願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、介護保険への成功報酬制度の導入について質問をいたします。

高齢者の介護を社会全体で支えていく介護保険制度は、平成12年より始まってから今年で14年目となります。私たちの大田区でも、3年を1期として策定される大田区介護保険事業計画は、年を重ね第5期に入り、昨年、平成24年度はその初年度でありました。この平成24年度、大田区の介護保険料の基準額は4100円から4900円と上がり、介護報酬改定については1.2%の改定率でありました。また、24年4月には都市型軽費老人ホームが本羽田二丁目に区内で初めて開設され、続けて5月には、区内では13か所目となる特別養護老人ホームが大森南一丁目に開設となりました。

さらに、介護予防の分野では、区内大森、調布、蒲田の3地域の公園で実施されていたいきいき公園体操に本年1月より糀谷・羽田地域の萩中公園での実施も加わり、4公園目となりました。公園に設置されている健康遊具を活用したつまづかない運動、ふらつかない運動、かいだん運動、全身のびのび運動などの多彩なメニューの運動にそれぞれの地域の数多くの皆さんが喜んで参加されているお姿は、高齢者の運動の習慣化へとつながり、その結果、介護予防へ大きな効果を生み出すものと期待されます。

大田区内の要介護認定者は、現在報告されている最新の平成24年11月末の段階で2万7073人です。この時点での65歳以上の介護保険被保険者数14万8818人に対し、約18%を占める割合となっています。平成25年度介護保険特別会計、介護保険給付費の本年度予算額は、昨年度予算から約20億円アップの約425億円余の増額予算ですが、これから先、将来的にも、私たち大田区でも他の自治体と同様に高齢化が大きく進展するに伴っては、毎年の予算額の増大が予想されることと捉えております。

平成27年度から29年度にかけての第6期介護保険事業計画の策定を前に、次年度、26年度には必要な見直しが見られると伺っておりますので、大田区介護保険事業計画第5期の2年目の本年度においては、区が一丸となって介護保険の年ごとにかさむ予算増を少しでも抑制するヒントはないものか、どこかに打開策がないものかを見出す必要性を感じるところであります。

従来、要介護認定者が利用する通所サービスにおいては、サービス利用者の要介護度が高く重度なほど、事業者を支払われる介護報酬が高いという状況があります。言い方を変えれば、要介護度が悪化するほど事業者への介護報酬が高くなるわけです。要介護度が改善されると事業者の受け取る介護報酬が減る仕組みとなっている現在の制度の中では、介護度の改善のための努力に事業者が消極的になるのはいたし方ない事実であると感じます。もちろん、加齢による身体機能の低下については別として、現在、そのような中において、自分たちの抱えているサービス利用者の介護度改善に真剣に力を注いでいる事業者がどれだけいるのでありましょか。こういったところから見直しをしていかななくてはならないと考えます。

そのような中、利用者の要介護度が改善した場合には、奨励金として成功報酬を交付し、要介護度が悪化した場合には介護報酬を引き下げるといった自治体が増えてきております。このように、高齢者の要介護度が改善に至った通所施設に成功報酬が導入されるということは、それぞれの介護施設において介護に携わるスタッフのモチベーションの向上を図ることができ、健全な施設運営にもつながることにもなると思います。同時に、このことは、サービス利用者の皆さんが最高の介護ケアを受けるための環境を整える仕組みにもなると思います。要介護者の状態が改善されるということは、介護保険料の値上げにつながる介護給付の伸びを抑えることにもつながると期待するところでもあります。

年ごとに数十億円が上昇する私たち大田区の介護保険給付費予算への打開策について、もはや、国の動向を見ながら検討していこうとか、国の制度が変わってからでいいじゃないかという段階ではないと考えます。要介護度改善に伴う成功報酬制度の導入について、

区としての見解をお示しください。

昨年、厚生労働省は、我が国で認知症を含む精神疾患を持つ患者が300万人を超えたことを発表しました。がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病に加え、認知症については鬱病とともに精神疾患として、5大疾病として認定されたこととなります。

先日、会派で勉強会を開催し、認知症に対して多くの症状改善効果の結果が得られている心身機能活性運動療法について、この療法を国内、国外に広く進めておられるNPO法人の小川眞誠先生から、その効果について教えていただきました。この心身機能活性運動療法は、心身機能活性運動療法指導士と患者さんが1対1で温熱により体を温めるところから始まります。つまり、体全体の血行を促した上で、続いて簡単な運動器具を使いながら指や腕の神経を刺激し、さらにはゲートボールとゴルフを組み合わせたゲーゴルと呼ばれる室内ゲームを楽しみながら行うことで、認知症症状や鬱病の症状を劇的に改善させるという療法であります。無表情だった顔が表情豊かになった事例、意欲や身体反応が向上し協調性が生まれるようになった事例、料理ができなくなっていたのに数か月後にはしっかりと味つけの煮物ができるようになった事例など、数多くの症状改善例が挙げられています。

この認知症ケアの様子は、海外で大きな広がりを見せながら注目を浴びている現状があります。多くの症状改善例に加え、上海市などのように指導士養成講座を開催した結果、数百名の指導士が誕生している地域があることや、台湾、香港における医療機関や教育機関の協力を仰ぎながら、国家的なプロジェクトとしての動きを見せている地域についても、これからの動向に期待を寄せるものであります。

私たち日本に立ち返って見たときには、先に述べましたとおり、国の制度の中で、認知症の症状改善、要介護度の改善は、事業者側としては経営上あまり関心も高いほうでなく、ある意味マイナスなイメージで、不利益をこうむるという感覚で捉えられてしまう現状があります。しかし、患者さん本人の立場になって考えてみれば、認知症の症状が改善し、ご本人が元気になった姿で前を向いて生きていけることこそが、本当の幸せな姿ではないでしょうか。ご家族の中でも、親子の間で、そしてご夫婦の間で意思の疎通がとれなくなった状況が、この心身機能活性運動療法を通して改善されることは、どれだけの喜びにつながっていくか、はかり知れないと感じるところであります。

本区において、心身機能活性運動療法について調査研究を行うとともに、ゆうゆうくらぶや特別養護老人ホーム、介護予防のための通所サービス、そういった介護事業の中に

取り入れていただきたいことを要望するとともに、この心身機能活性運動療法の拠点を区内に設置していただくことを強く願うところであります。本区の見解をお示し願います。

次に、不登校対策の総合的施策の確立について質問をいたします。

本区における平成23年不登校調査によると、小学校では不登校児童数113人、出現率0.40%、平成24年では68人、出現率0.24%、中学校では平成23年、不登校生徒数353人、出現率3.28%、24年では334人、出現率3.05%と、各学校や教育委員会の努力によりこのところ出現率が減少しております。しかしながら、不登校が年度をまたいで継続する割合が高いこと、また、教育センターや相談学級、適応指導教室つばさ、また児童相談所など関係諸機関につながっているのは5割から6割程度で、残る4割の子どもたちは関係諸機関につながっておらず、学校対応でのいでのケースが多く見受けられます。そう考えますと、そういった児童生徒は学校の対応だけでは難しい、ということは学校に復帰することも難しい、このように考えられます。そういったことを鑑みますと、より一層不登校対策における総合的施策の確立をしていかななくてはならないと考えます。

中学校の不登校生徒の学校復帰に向けた個別指導を行う施設として、適応指導教室つばさがあります。また、情緒障害学級に起因する不登校の生徒が集団の中で学習する通級学級として相談学級があります。適応指導教室は、生徒一人ひとりの立場に立った相談や、生徒の実態に応じた指導内容を適切に設定し、学校復帰に向けて取り組んでいます。一方、相談学級は、生徒が学級の仲間とともに受けていることが誇りとなり、学校復帰の支えとなっており、不登校対策として非常に重要な役割を果たしています。そこで、相談学級の機能と成果について所見を伺います。

中学校の不登校生徒の学校復帰に向けての過程として、適応指導教室つばさから相談学級へ、それから学校復帰していくケース、あるいは相談学級から学校復帰していくケースがあります。相談学級は、先ほども申し上げたとおり、時間割があり、授業を受けていることが生徒の誇りとなり、学校復帰への支えとなっています。相談学級の果たす役割は大きく、またその効果も大きく上げております。現在1クラス10人、大森二中で2クラス、御園中で3クラス、この2校で行っておりますが、平成23年での相談学級の利用者は26人、昨年は43人と増加傾向にあり、特に3年生のニーズが多く、受け入れ枠の拡大が強く求められております。以上のことから、相談学級の拡充を強く求めるものですが、所見を伺います。

発達障がいのお子さんについて申し上げますと、アスペルガーによって友達との関係が

悪くなっていじめられたり、学習についていけなくなったりして自尊心が低下し、発達障がいによって不登校になるケースがあると聞いています。本当にかわいそうです。親御さんの気持ちに立ったとき、こういった子どもさんたちを何とか助けたい。このようなお子さんにはどのような指導を行っているか、本区の見解をお示してください。

発達障がいのお子さんへの支援については、就学前はわかばの家が行っていると思いますが、就学後にはそういった支援がないことが、このような不登校、不適応を生じさせている原因の一つではないでしょうか。発達障がいのお子さんに対して、小学校就学後にわかばの家が実施しているような療育の必要性があると考えます。我が党は、発達障がい児に対する切れ目のない支援について要望してきたところであり、先ほどの区長挨拶の中にありました(仮称)大田区発達障がい者支援計画の策定は大いに期待するものであります。その計画の中で、就学後の療育についてはどのような方向性で考えておられるのでしょうか、所見をお聞かせください。

適応指導教室つばさであります。会派の清波議員の主張によりまして、池上、蒲田、羽田と3か所に拡充をしましてまいりました。適応指導教室つばさも相談学級と同様、これまで大きな役割を果たしてまいりました。そこで、地域特性や交通の便を考えた際、調布地域にも必要と考えます。4番目の設置についてどのようなお考えか、所見を伺います。不登校児童生徒が学校復帰するのは、これまでの統計によりますと、進級・進学時がほとんどと言っていいでしょう。3月、4月の進級・進学時が学校復帰の最大の契機になります。したがって、子どもの気持ちが復帰へと動く学年末の時期を復帰対策の総仕上げとして重視しなければなりません。学校、保護者、教育センター、相談学級、つばさ教室が十分に連絡をとり、子どもの学校復帰の支援を充実させていく必要があります。

平成21年決算特別委員会で清波議員が、1月から4月を不登校対策重点期間として、対策本部を設置し、校長が本部長になって陣頭指揮をとったらどうか、こういった提案がなされました。すばらしい提案だと考えます。教育委員会の答弁は、6月に重点期間を計画しているからよい、こういった答弁でございました。確かに5月の連休明けには不登校がかなり発生しております。ですから、6月の心のケアは必要です。しかし、結果として不登校が発生した後の対応に比重がかかっております。むしろ、不登校を発生させない予防的な不登校対策に重点を移すことが重要だと考えます。まさに時期を逃すなということだと思えます。

教育センター、相談学級、つばさ教室と具体的な行動計画、誰が、いつ、どのようにな

どの具体的な行動を明確にして、フットワーク軽く動いて子どもの復帰を支援して欲しいと願っております。所見を伺います。適応指導教室にも行けない不登校児童生徒への対応ですが、各学校では、大田区不登校問題解決要綱に基づいて、区内全校に配置したスクールカウンセラーを含めてケース会議を開き、保護者と連絡をとりながら一人ひとりの子どもへの対応を行っておられるわけではありますが、実質開催されているのかどうか、実態としてはどうなっているのか、お知らせください。開催される際には、他のケースにも応用展開できるものを選択して着実に推進していただいき、不登校児童生徒の学校復帰を力強く支援して欲しいと要望いたしますが、いかがでしょうか。不登校の要因には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校などの児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。また、ひとり親家庭で経済的に子どもの養育が困難な状態、遊び、非行による怠学、軽度発達障がい、虐待などが多様な不登校の要因、背景の例として挙げられております。したがって、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働きかけることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を超えて関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の問題解決を図るためのコーディネーター的な存在が教育現場において求められています。このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを生かし、福祉や医療、行政等と連携した保護者への支援など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくことが重要と考えます。スクールカウンセラーやメンタルフレンドの活用もさることながら、このスクールソーシャルワーカーについては、現在、23区においては13区、東京全体では33区市町において配置されているところでもあります。不登校対策におけるソーシャルワークとともに、特別支援教育に関するソーシャルワーク、また児童虐待に関するソーシャルワークも視野に入れながら、総合的な施策を立てることが急務と考えます。

学校は、保護者が頑張っている、もっと親が頑張れ、まだまだ努力が足りないとの考えにどうしても傾きがちになります。学校関係者の考え方の一つの傾向であります。徹底して子ども、また保護者の視点で課題の解消を考え、動き、ネットワークを構築する立場のスクールソーシャルワーカーが絶対に必要であります。ぜひともスクールソーシャルワーカーの活用を図るべきと考えますが、所見を伺います。

子どもたちの健やかな成長を願い、全質問を終わります。ありがとうございました。

<回答>

▶松原 区長

松本議員の代表質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、東京都議会議員選挙についてご質問をいただきました。今回の都議選につきましては、議員ご指摘のとおり、争点が見当たらないとの報道もなされているようでございます。とはいいましても、都政には子育て、福祉、防災、産業振興など様々な課題がございます。早急な解決を迫られているものもあれば、じっくりと腰を据えて取り組むべきものもあると思っております。選挙は有権者の皆様にとって政策選択の重要な機会でございます。課題解決に向けて提案された政策をしっかりと見極めて、都政を託したい候補者を選んでいただくことが大切だと考えております。

また、議会と行政は車の両輪とよく言われております。都民の福祉向上のために、都政運営をしっかりと進めるには、議員がおっしゃいますように、安定した議会の体制は望ましいものであらうと理解をしております。

次に、川崎市との連携によりますお互いのメリット、効果についてのご質問をいただきました。ご承知のとおり、川崎市には、一部上場を含む大手企業、大学・研究機関、企業研究所、バイオベンチャー、バイオ・ライフサイエンス関連機関等の集積がございます。大田区には、多様な製品を生み出す基礎となります機械加工を中心とした基盤技術等に特化した企業群が集積をしております。また、川崎市は、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の中で、先端医療分野での拠点形成を目指しております。一方、大田区は、既に医療分野での研究開発と中小製造業の連携を本格的に進めているところでございます。双方の連携・協力により、これまでの様々な分野での受発注の拡大が期待されるところでございます。また、川崎市の研究開発機関が取り組む医療機器等の開発ニーズと、大田区内の中小製造企業の持つ技術シーズのマッチングを図るなど、相乗効果的に企業の成長を促し、互いの地域の産業競争力を強化してまいりたいと考えております。

今後の具体的な取り組みやイベントなどについてのご質問をいただきました。企業間の連携といたしましては、本年7月に川崎市で開催されますフォーラムのパネルディスカッションへ大田区企業が参加することをはじめとしまして、同じく9月に川崎市で開催されますものづくり商談会では、大田区の企業枠を設定いただいているところでございます。国際戦略総合特区間の連携といたしましては、大田区企業が川崎市ライフサイエ

ンスネットワークセミナーに参加、そして国際化の連携といたしましては、タイの投資環境に関する共同セミナーを開催予定でございます。さらに、観光・商業の連携といたしましては、大田区で10月に開催するオープンファクトリーにあわせた産業観光ツアーを検討するなど、様々な取り組みを進めているところでございます。今後も、引き続き川崎市との連絡会で協議を進め、連携・協力を通じて相乗効果を高め、互いの地域が発展しますように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国道357号の川崎方面への延伸に関するご質問をいただきました。空港臨海部を含む京浜臨海部エリアは、議員ご指摘のとおり、産業連携や物流機能の向上、海運の拠点となる京浜3港の連携強化、そして首都圏空港機能の活用など、広域的な視点からの重要な役割を担っているところでございます。このような臨海部エリアの役割やポテンシャルが十分に発揮されるためには、広域道路におけるネットワーク網の強化・拡充が必須であります。とりわけ空港臨海部を縦断し、東京湾沿いを結ぶ国道357号は特に重要な基幹道路であり、そのボトルネックである多摩川トンネルの早期整備と川崎方面への延伸は喫緊の課題であると認識をしております。

また、ゲートブリッジ開通後、国道357号臨海トンネルの交通量が増大しております。その交通負荷は、埋め立て島部や区内陸部にも影響をもたらしております。区は、このような認識に基づきまして、この間、様々な機会を捉えて国や東京都に早期整備を働きかけてまいりましたが、国道357号の持つ広域的な役割と区内の交通負荷改善の両面から最重要課題と位置づけ、より一層の働きかけを行うとともに、内閣官房の呼びかけで行われております特区间連携の検討会の場なども活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ヴォー州との覚書に関するご質問をいただきました。ヴォー州との協力関係は、従来からの中国、東南アジアを中心に展開した市場拡大に加え、高度な技術レベルで連携できるイノベーション志向の欧州への市場拡大の一環でございます。ヴォー州は大田区とほぼ同程度の人口、66万人と思いましたが、その産業を支えるのは本区と同様に中小製造業であり、高付加価値の製品、技術を有し、世界の産業イノベーションにかかわっております。

覚書の内容は大きく3点でございます。まずは双方地域の企業の持つ技術内容をはじめとする産業支援機関のノウハウの情報交換、次に双方地域の企業間コミュニケーションが進みますように相互に見学会や交流会を実施してのビジネス交流推進、さらにウィンウィンのビジネスを基本方針とした仕事のやりとりや技術連携及び相互の地域への企業

進出支援という内容でございます。

次に、大田区産業振興協会が計画しております国際展示会への出展に関するご質問でございますが、まず11月にドイツでのコンパメッド2013という医療分野に関する展示会に、現在医工連携を進める区内企業4社と産業振興協会が初出展する予定でございます。出展企業は超精密な金属加工を行う企業、特殊な表面処理を得意とする企業、医療現場に必要な機械部品を提供する企業等でございます。そこでは、国の補助金制度でありますJAPANブランド事業を活用して下町ボブスレーを現地に持ち込んで、大田区企業の技術集積もPRする計画でございます。展示会期間中の商談をできるだけ多くするために、ヴォー州企業へのPRや日欧産業協力センターの企業紹介システム等を活用して事前準備を十分に進めて、実際の取引に発展するように支援してまいります予定でございます。

本年は、このほか上海、広州、台湾及びタイにおいて金属加工・機械部品、環境保全技術、自動車部品に関する計23社の出展と現地企業との商談会及び大田区の工業や企業のPRを行う予定でございます。

次に、大田区産業の今後の海外展開に関してのご質問をいただきました。これまで大田区産業振興協会が中心に推進してまいりました中国や東南アジアの市場開拓の活動は、主に日系大手企業の海外展開に追従するという背景がありました。その結果、どうしても価格競争に引き込まれるビジネスもあり、勝ち抜くにはどれだけ現地市場に足を踏み入れているかが大切となります。そのため、今後も従来の海外取引相談業務をさらに充実させるとともに、海外展示会や商談会開催の事業も効果的に支援してまいります。一方、欧州市場では、産業イノベーションに関する案件を対象にしていきますので、研究開発型案件などの少量の製品、部品を輸出入でやりとりするビジネスの形態が可能であると考えております。今後も、大田区中小製造業の皆さんが、区内にしながらグローバルな仕事の製造、加工に挑戦することができますように、欧州現地とのコミュニケーションがスムーズに進むシステムを構築してまいりたいと考えております。

次に、経営的視点での行政活動に関する考えについてご質問をいただきました。私は昨年9月に、区民本位の行政経営、持続可能な行政経営、地域力を活かす行政経営、さらには職員力を活かす行政経営の推進を柱とした大田区経営改革推進プランを策定し、現在、行政改革を強力に推進しているところでございます。その中で、議員ご指摘のとおり、行政を経営するという視点に立ち、区民ニーズを的確に捉え、限りあるヒト、モノ、カネ、情報などの経営資源を有効に活用することが必要であることを示しております。今後も、新たな発想により区民満足度の向上を図っていく、自立した自治体経営を推進し

てまいりたいと考えております。

次に、職員提案制度に関する質問についてでございますが、本制度は、職員一人ひとりの自己啓発、能力開発のきっかけとするとともに、創意工夫する職場風土の醸成、組織の活性化を目的として、平成20年度から実施しているものでございます。これまでに93件の提案が寄せられ、このうち21件について採用とし、呑川再生プロジェクト、匠の技術を生かしたメッセージベンチなどは事業化を図っているところでございます。また、現在、大田ブランドを世界に発信しております下町ボブスレーも、この職員提案の仕組みから生まれたアイデアでございます。

次に、採用となった職員の処遇に関する質問でございますが、まず、特に優秀なものについては表彰の対象とし、賞状と副賞を授与しております。また、提案発表会や庁内報等により提案内容と発案者を庁内に広く周知しているところでございます。なお、区の人事考課制度は、チャレンジ精神を持って職務に取り組んだ者を評価する仕組みとしております。職員提案への取り組みは、これにかなう行動として積極的に評価されるべきものと考えております。

次に、人事制度に関するご質問でございますが、職員の異動に関しましては、採用後おおむね10年間は能力育成期として位置づけております。この期間に3か所の職場を経験する中で、主として基礎的な職務知識、職務遂行能力を計画的に身につけられますように配置に努めております。次に、能力育成期間の経過後につきましては、異動基準により同一職場4年以上の職員を異動対象職員としております。その運用に当たりましては、所属長の意見や職員からの自己申告に基づきまして、適材適所の配置に努めているところでございます。

また、高度な専門的知識、経験を必要とする職務に従事する職員につきましては、4年間の在職期間を延長することができることとしております。さらに、区では、平成22年11月に、職員の意欲と能力、適性を最大限生かし、限られた人材を効果的に活用することにより、特殊性、専門性の高い業務に従事する職員を育成し、知識や技術を円滑に継承していくために、マイスター認定制度を導入しました。現在、情報システム業務、生活保護業務など13の業務と、それらの業務に従事する10名の職員を認定しております。引き続きまして適材適所の配置やマイスター認定制度を活用して業務遂行能力を向上させ、組織力を最大限発揮できるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、職員の勤務評定に関するご質問でございますが、勤務評定制度を整備した上で、

仕事の成果を評価して任用や給与に反映していくことは、議員が言われますとおり、職員のモチベーションを高める方策であると考えております。区の勤務評定制度は、毎年、仕事の成果とそれにつながるプロセスについて評価を行い、その結果を昇任選考や昇給、勤勉手当、人材育成や人事異動に反映しているところでございます。このプロセス評定につきましては、評定の客観性を高めるため、あらかじめプロセス評定における着眼点と具体的な行動例を職員に開示しております。また、平成24年度から、職員全員を対象にしまして評定結果を開示することによって、職員の能力開発、人材育成の一層の推進や勤務評定の透明性、納得性の向上を図っているところでございます。今後、勤務評定につきましては、職員のモチベーションアップにつながるよう改善をまいりたいと思っております。

次に、精神疾患を患っております職員についてのご質問をいただきました。職員が心身の不調によりまして長期にわたって職務の遂行に支障がある場合には、3年を超えない範囲内で休養させる病気休職制度がございまして、他の自治体では、精神疾患を患う職員が増えているともお聞きしますが、区の現状といたしましては、精神疾患により病気休職に入る職員は、平成20年度以降、減少傾向にあります。これは、健康管理室の体制強化などが功を奏しているものと考えております。

職員が精神疾患を患って病気休職に入る場合には、健康管理室の産業医が必要に応じて産業医面接を実施しているところでございます。また、休職中に復帰の見込みが出てまいりますと、外部機関における職場外復帰訓練や職場における復帰訓練を実施しまして、円滑に職場復帰ができるように支援しております。

このほか、精神疾患に関する対策といたしましては、平成24年3月に策定いたしました大田区職員の「心の健康づくり計画」に基づき、予防、早期発見・早期対応、再発防止を図るために、ストレスチェックやメンタルヘルス研修、臨床心理士による職場訪問、保健師の出張相談など状況に応じたメンタルヘルス対策を実施しております。今後とも、貴重な人材を失うことのないよう対策を講じてまいりたいと思っております。

次に、要介護度改善に伴う成功報酬制度の導入についてのご質問でございますが、介護保険制度では、通所介護で生活機能の向上を目的とした訓練を実施した場合、介護報酬に加算が認められるなど、事業者の取り組みを評価する制度がございまして、区においては、介護給付の適正化の観点から、事業者への実地指導を行うとともに、区民の皆様が要介護状態にならないよう介護予防事業を実施して、予算額の増大を招かないよう努めております。要介護度改善に伴う成功報酬制度につきましては、この制度を導入している

自治体の実施状況を十分に把握し、制度の有効性について研究してまいります。

認知症改善のための心身機能活性運動療法についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、認知症は全国的に大きな社会問題となっております。現在、国や専門機関等で認知症の予防や治療方法等について研究されております。当区でも、認知症の予防を目的に、今年4月から山王高齢者センターで毎月定期的にフリフリグッパ―体操を開催しております。心身機能活性運動療法も、書籍等によりますと、高齢者とマンツーマンで向き合い、コミュニケーションをとりながら多様なプログラムを実践する療法で、その改善効果が注目されているようでございます。今後、区といたしましても、ご指摘の心身機能活性運動療法について、その有効性について検討してまいりたいと思っております。

就学された発達障がいのお子さんへの療育の方向性についてのご質問でございますが、発達障がいは早期発見、早期支援を行うことにより集団生活への適応力が高められ、生活上の様々な支障が軽減されることが期待できます。そのため、今後策定を予定しております(仮称)発達障がい者支援計画の中で、ライフステージに応じた切れ目のない支援を一層充実したいと考えております。就学後の療育を含む学齢期の支援体制につきましては、関係者のご意見なども十分お聞きしながら、相談や療育支援のあり方について検討してまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

▶ 清水教育長

それでは、私から不登校対策について順次お答えいたします。まず、相談学級の機能と成果についてでございます。相談学級は、心因的な理由等による不登校に対応するため、生徒の心身を改善し在籍校への復帰を目的としております。固定した時間割による小集団の授業で人間関係を築いて集団生活への適応を図り、これをもとに心身を鍛え、基礎学力を身につけることを中心に指導しております。特に、在籍校や教育センターとの連携を強化しており、子どもたちが自分の役割や自分らしい生き方を学べるように配慮し、学力向上や進路決定の取り組みの充実を図っております。相談学級に通級している生徒は、日がたつにつれて欠席する割合は減少し、多くの生徒が高等学校に進学しております。

次に、相談学級の拡充についてでございますが、相談学級につきましては、東京都教育委員会では増設する考えはないということでございますが、大田区としましては、相談学級のメリットを生かすために、現在相談学級で実施している小集団での学習指導のす

ぐれた点を評価し、これを適応指導教室の授業形態の一つに加えるなどによって、相談学級の増設ニーズに対応できるのではないかという考えのもとで、おおた教育振興プランの後期の策定の中でこのことを検討してまいります。

次に、発達障がいがあり、不登校になっている子どもへの対応についてでございますが、現在、各学校では、障がいのあるお子さんについては個別の指導計画を作成し、組織的な対応を行っております。また、必要に応じてスクールカウンセラーを活用して不登校解決の方向を個別に検討するなど、指導の充実を図っております。今後は、発達障がいの傾向がある児童生徒への対策としましては、就学相談のさらなる充実を含め、その子どもに合った学習環境の提供を図り、意欲を育むとともに、適応指導教室における学習支援を充実してまいりたいと考えております。

次に、適応指導教室の4番目の設置でございますが、不登校児童生徒数を減少させていくためには、適応指導教室において学校復帰に向けた支援を充実させ、学校と教育センターが連携した効果的な取り組みをさらに強めていくことが重要であります。そこで、4番目の適応指導教室の設置の必要性については、おおた教育振興プランでは平成25年度中に大森地区または調布地区に増設する予定としております。したがって、その実現に向けて候補地の選定を行っているところでございます。

次に、予防的な不登校対策と具体的な復帰支援についてのお尋ねでございますが、不登校を未然に防止するためには、日常生活の中で子どもが発するサインを教師や保護者が見逃さず、学校と家庭とが連携して迅速に対応していくことが大切であります。現在、各学校においては、不登校を防ぐために、スクールカウンセラーを含めて生活指導部会等で児童生徒一人ひとりの個別の指導について検討するとともに、教育センター等と連携しながら、不登校の未然防止と不登校になった児童生徒に対する早期対応に取り組んでおります。今後とも、教育センターの教育相談員が各学校を訪問して、適正な指導や関係機関につなぐなど、不登校の未然防止と学校復帰に向けて取り組んでまいります。

次に、ケース会議の開催状況のご質問でございますが、不登校に対し早期に対応するためには、不登校による欠席が3日に達した場合には、各学校では児童生徒の個別適応計画書を作成し、指導に取り組んでおります。さらに、解決が長期化するようなケースや困難ケースについては、ケース会議を開催し、組織的に取り組んでおります。ケース会議では、教育センターの教育相談員も出席し、教育センターによるカウンセリング、適応指導教室、相談学級、メンタルフレンドの家庭派遣などの各種の支援策を検討しております。今後は、適応指導教室に通っている児童生徒の場合は、適応指導教室の指導員もケース会

議に参加するなど、各校におけるケース会議を一層充実させてまいります。

最後でございますが、スクールソーシャルワーカーの活用であります。スクールソーシャルワーカーの活用については、これを有用と考えておりますので、今後、スクールソーシャルワーカーの配置、巡回相談等、その活用方法を具体的に検討してまいりたいと考えております。私から以上です。